

311回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和3年2月12日(金)10:00～10:17

場 所：経済産業省 別館1階103－105会議室

出席者：八田委員長、稲垣委員、北本委員、林委員、圓尾委員

○八田委員長　それでは、時間になりましたので、ただいまから第311回電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日の議題は議事次第にあるとおりですが、議題に入る前に議事や資料の取扱いについて、事務局より御説明をお願いいたします。

○恒藤総務課長　第1部につきましては、公開ではございますけれども、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められているという状況に鑑みまして、傍聴者を受け付けないということにさせていただいてございます。その第1部の議事の模様についてはインターネットで同時中継を行っております。

第2部の議題については、個別の民間企業の情報を取り扱うことから議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載し、また、その会議資料について情報公開請求があった場合には、その対応について改めて委員会に御相談するという取扱いにしたいと考えてございます。念のため、御確認のほどよろしくお願いいたします。

○八田委員長　ただいま説明がありましたように、議事次第で第2部として記載されている議題については、非公開で開催させていただきたいと思いますが、御異議ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。それでは、今お話があったとおりにさせていただきます。

それでは、議題1です。これは「託送供給等約款以外の供給条件の認可及び再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件の承認について」、高橋管理官から御説明をお願いいたします。

○高橋管理官　ネットワーク事業監視課の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、託送供給等約款以外の供給条件の認可及び再生可能エネルギー電気卸供給約

款以外の供給条件の承認について御説明を申し上げます。

趣旨としましては、2月10日付で各一般送配電事業者から経済産業大臣宛てに、託送供給等約款以外の供給条件の認可申請と再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件の承認申請がありまして、同日付で大臣から委員会に対し意見の求めがありましたので、これらの申請への委員会としての回答について御審議をいただくということでございます。

経緯なのですが、経済産業省は今年1月の卸電力市場の急激な高騰に伴って、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額インバランス精算金や再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金を支払うことが必要となる小売事業者が存在し、ひいては需要家にとって大きな影響がある場合も考えられることから、一般送配電事業者に対して、インバランス精算金と再エネ卸約款に基づく料金の支払いを猶予する措置を講じる手続等を取ることを要請しました。

これらの要請を踏まえまして、2月10日付で各一般送配電事業者から経済産業大臣宛てに託送約款以外の供給条件の認可申請、それから再エネ卸約款以外の供給条件の承認申請がありまして、それぞれ電気事業法、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づいて、委員会に対し意見の求めがありましたということでございます。

最初に、託送供給等特例認可申請の概要でございます。これは電気事業法第18条第2項ただし書の規定による認可申請でございます。

申請者は一般送配電事業者の10社からでございます。

特例措置の内容なのですが、インバランス精算金の支払いの猶予ということでございまして、事業者から今年の2月15日から3月15日の間に、この認可を受けました一般送配電事業者のほうに適用申込書とか、支払計画書などの提出があつて、後で要件を御説明申し上げますけれども、それらを満たす場合には、今年1月分のインバランス料金を最大5回に分割して支払うことができることとするということでございます。その場合の5回目の支払期日は、今年の8月6日ということでございます。

適用の要件なのですが、イ、ロ、ハ、大きく3つございまして、最初に需要家保護の要件ということになっております。これはどういうことかといいますと、需要家の求めに応じて、今般の卸市場価格の急激な高騰に伴う需要家への柔軟な対応として、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って、電気料金の支払いが困難な需要者の求めに応じて、既に電気料金の支払い猶予など柔軟な対応を行っていて、そうしたことを契約者のホームページ、あるいは料金明細等で周知していること。

それから、市場連動型の電気料金メニューを提供している場合には、需要者に対して電気料金の支払分割、猶予等の負担を軽減する措置を行っていて周知していることが1つ目でございます。

2つ目、事業健全性というところも要件に掲げておりまして、これは今年の1月を含まない直近2会計年度の収支において赤字を計上していないこと、それから、今年の1月を含まない直近の会計年度における収支で、売上げ、営業利益などが前年度や前々年度に比べて悪化していないこと、こうした事業健全性が確認できることということでございます。

3つ目、事業継続性ということでございまして、これは卸電力市場における売買取引以外の方法によって、一定の電力を調達する契約の締結等がなされているということでございます。

この3つの要件を審査の上、クリアしたものが支払分割を受けられるということでございます。

次に、再エネ、特定卸のほうなのですけれども、こちらの承認申請は、再エネ特措法第18条第2項ただし書の規定による承認申請でございます。

こちらでも一般送配電事業者10社から申請がなされております。

こちらの特例措置の内容なのですけれども、2月15日までに経済産業省を通じて、一般送配電事業者へ申込みがあった場合には、まずその料金の支払期日を一律4月15日まで延長するというところでございます。

また、3月15日までに一般送配電事業者のほうに適用申込書とか支払計画書などを提出して、先ほどインバランスのほうで申し上げました適用要件と同じなのですけれども、そうしたものを満たす場合には、最大で4回の分割支払いができると。その場合の4回目の支払期日は7月15日になるという申請内容でございます。

適用の要件につきましては、先ほどのインバランスと同じでございます。

当委員会としての意見なのですけれども、この1月の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額なインバランス精算金や再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金を支払うことが必要となる小売電気事業者が存在し、ひいては需要家にとっても大きな影響を与える場合があると考えられると。

こうしたことから、本申請の供給条件については、電気事業法等の該当条文に照らして、託送約款及び再エネ卸約款によりがたい特別な事情がある場合における供給条件として認可等して差し支えないものと考えられると。

これを踏まえまして、案の１、案の２のとおり、当委員会として、それぞれ認可等することに異存がない旨を回答することとしたいということでございます。

条文は次のページに掲げておりまして、案の１につきましては、インバランスについての回答で異存ありませんという案になっております。案の２は、再エネ、特定卸のほうでございまして、こちらも承認することに異存ないという案になっております。

私からの説明は以上でございます。御審議よろしく願いいたします。

○八田委員長 ありがとうございました。要するに、今度のスポット価格の高騰に伴って、付随するインバランスの精算金の支払いの猶予を５回に分けてやってもよいということと、場合によって再エネ卸供給に係る料金を延納したり分割したりしてもよいということですが、今の回答案について御質問、御意見ございますでしょうか。

○稲垣委員 この措置の目的なのですけれども、それは誰にどういう効果を発生させようとするのかということと、事業健全性を要件とすることの要件効果との関係が分からないので、ちょっと説明してもらいたいのです。最終的に需要者保護ですよ。

○八田委員長 関連して同じ疑問を持ったのですが、需要者保護と事業者の健全性だとか継続性だとか、ちょっと目的がぶつかりますよね。例えば、不健全な事業者の消費者は守らなくてもよいということでもいいのかということですね。

○稲垣委員 要するに、論理的にこの原因でこういう効果が生じる。需要家保護の目的を達成しようとするときに、ほかの要素を排除するために事業健全性を設けたというのは理屈としては分かるのだけれども、効果が発生するのは需要家のところで効果が発生するので、もともとこの原因でおかしくなった、あるいは困難になったという業者だけでなく、要するにコップの水があふれそう——これでやられてしまったのだという業者だって、同じように取り扱う必要が目的との関係ではあるのではないかと思うのだけれども、どうして事業健全性が要件になるのですか。

○佐藤事務局長 これは、例えば同じように融資というのも紹介しているように、やはり事業健全性は、考え方としては、そこは通じていると思います。つまり融資のときというのも、ある種の事業健全性が満たされないと貸さないように、あともう一個、何が言いたいかというと、融資も紹介しているように、事業者が一時的に金策に困る場合もあるというので、分割もして融資も進めているというところもあります。これ、やはり事業者保護と、委員長がおっしゃったように需要者保護の両方があると思います。

やはり事業者保護のところというのは、保護は保護なのだけれども、何回も言っている

ように、あまりひど過ぎるところは取りっぱぐれもあるということから、融資のところも、そこは誰にも貸すわけでもないのと同じように健全性をつけたというところで一貫性があるということだと思います。

だから、まさに先生もおっしゃったように、完全に需要家保護だけ考えるのだったらつける必要はないと思うのですが、やはり私は融資も進めているというところで、そこは健全性というので、1本、考え方を統一して言ったということなので、入れるということ自体はおかしくないのではないかと考えて委員会に諮ったというところでもあります。

○稲垣委員　それなら分かりました。回収可能性のことを考えているということですよ
ね。

○佐藤事務局長　そういうことです。だから、もし融資も全然その融資のところが事業健全性が1つも書いていないのだったら、矛盾しているのではないかとまさに先生がおっしゃったとおりになると思うのですけれども、当然、あれは普通の政策融資なので、かなり健全性というか、貸手がどういったものかと見ますので、そっちはぎりぎり言っているのに、こっちはというのは確かにあるような感じもするので、考え方ではあるとは思いますが、こうするというので議論には堪えるのではないかとということだと思います。

○稲垣委員　それであれば、経緯なり目的のところに、回収可能性を確保しつつ、需要家に対する影響を緩和するということだと思うのです。要するに、大臣のスタンスというか、経済産業省のスタンス、何をよしとするか、それから序列をどうつけるかという問題についてきちっと表明する必要があると思うし、委員会もそれを了とするのかということ
を表明する必要があると思うので、だったら経緯のところにきちっと今言ったような序列を明確にする記載をすべきだと思います。

○八田委員長　2つの目標を同時にということに関して、もし稲垣先生が当初おっしゃったように、消費者保護を徹底するならば、消費者が事業者を選択するときに、ちゃんと経営の健全性まで見て選べる状況をつくらないと、需要家は結局、運不運をまともに受けますね。だから、事業の健全性に関する情報公開というのは、必要なのではないかと思います。それは事業の健全性に関する情報開示は、プライバシーとかいろいろあるのかもしれないけれども、消費者保護には役に立つのではないかと思います。将来の話ですけども。

それでは、ほかに御質問とか御意見ございませんでしょうか。

(質問、意見：なし)

それでは、ただいまの説明について、結論部分はこのとおりにすると。補足の説明をここの議事に入れるということにする……

○稲垣委員　今の事務局長の説明で分かりましたので、結構です。

○八田委員長　ということで、御異存ございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、御異存がございませんでしたので、事務局から説明があったとおり、委員会として、経済産業大臣に意見回答することにしたと思います。どうもありがとうございました。

第1部として予定していた議題は以上ですが、ほかに何かありますでしょうか。——それでは、これで第1部を閉会いたしたいと思います。どうもありがとうございました。

——了——